＜提出期限＞令和７年７月４日（金）午後５時

＜提出先＞　鳥取県地域社会振興部美術館　生田　行き

電子メール　　tottori-museum @pref.tottori.lg.jp

※提出後、上記担当者まで受信確認のお電話をお願いします。電話　０８５８－４７－３０１１

様式第１－１号

**参　加　申　込　書**

|  |  |
| --- | --- |
| （提出者） |  |
| 所在地 |  |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者氏名 |  |
|  |  |
| （作成責任者） |  |
| 所属 |  |
| 職・氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| ファクシミリ |  |
| 電子メール |  |

令和７年度鳥取県立美術館誘客促進業務委託に係る公募型プロポーザル選考に参加したいので、別添「公募型プロポーザル参加資格確認書」を添えて提出します。なお、別添の記載事項について事実と相違しないことを誓約します。

別　添

公募型プロポーザル参加資格確認書

鳥取県知事　平井　伸治　様

案件名称：令和７年度鳥取県立美術館誘客促進業務委託

１　当社は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者です。

２　当社は、法人格を有しています。

　３　当社は、本件業務の企画書の提出日から遡って５年間の間に、国内大手企業（国内の証券取引所に株式を上場している企業）又は官公庁等から、当該業務と同様のプロモーション企画・運営業務の受注実績を有する者であります。

４　当社は、令和６年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加者資格に係る業種区分がイベント・広告・企画のイベント企画・運営に登録されている者又はその業種区分の登録申請中の者であります。

５　当社は、令和７年６月20日（金）から本書の提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成７年７月17日付出第157号）第３条第１項の規定による指名停止措置を受けていません。

　　なお、本件業務の企画提案書の提出日までに指名停止措置を受けた場合には、この公募型プロポーザルの参加資格を無効とされても異議は申し立てません。

　６　当社は、令和７年６月20日（金）から本書の提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者ではありません。

　　　また、本件業務の企画提案書の提出日までに更生手続開始の申立て、又は再生手続開始の申立てを受けた場合には、この公募型プロポーザルの参加資格を無効とされても異議は申し立てません。

　７　当社は、本件公募型プロポーザルに係る共同企業体の構成員ではありません。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

令和　　　年　　　月　　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 所在地 |  |
| 商号又は名称 |  |
| 代表者氏名 |  |
|  |  |
| （作成責任者） |  |
| 所属 |  |
| 職・氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| ファクシミリ |  |
| 電子メール |  |